

市ホームページに掲載する広告取扱者(広告代理店)を募集します

1 募集内容

掲載媒体	市ホームページ https://www.city.utsunomiya.lg.jp/ ※トップページアクセス件数は、月約17万件です。
掲載期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（12カ月）。 掲載は1カ月を単位とします。
掲載位置	<p>トップページ下部 ※トップページ下部に並べて一括掲載し、その中からランダムにページ中段に表示します。</p> 
規格	<p>画像サイズ 縦60ピクセル×横120ピクセル 画像形式 GIF又はJPEG 動画GIF及びFLASHなどを用いる表現はできません。 ※詳しくは、仕様書参照</p>
掲載枠数	10枠
最低入札金額	2,232,000円（年額・税抜き）

2 募集手続

(1) 募集期間

令和8年1月30日（金）～2月13日（金）

(2) 提出物

- ア 申込書 宇都宮市ホームページ広告取扱業務申込書（様式第1号）
- イ 入札書
- ウ 法人登記に係る履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票の写し）
- エ 住所を有する市町村の市町村税（法人市民税又は個人）の納税証明書（市外の事業所等のみ）
- オ 事業概要（会社概要など、個人事業主の場合は、事業主の身分証明書）

(3) 提出場所

ア 持参の場合

〔提出先〕 宇都宮市役所 広報広聴課（本庁舎3階）

イ 郵送の場合

〔提出先〕 〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 広報広聴課 宛

※注 郵送の場合は、簡易書留で「広告事業申込書在中」と明記して送付してください。

（簡易書留以外は受付できません。無効になります。）

(4) 広告取扱者（広告代理店）の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- ウ 宇都宮市における市税及び料金等の滞納がないこと。

3 広告取扱者（広告代理店）の決定方法

(1) 決定方法

一般競争入札で、市が指定した最低入札価格を上回る最も高額な入札金額を提出された方を広告取扱者（広告代理店）として決定します。

(2) 結果の通知

応募者に対し文書で通知します（3月上旬予定）。

4 広告について

詳細については、「宇都宮市広告事業実施要綱」及び「宇都宮市広告事業掲載基準」をご覧ください。

5 見積書の無効に関する事項

詳細については、競争入札参加者心得の「10. 無効とする入札」を御覧ください

い。

市公式ホームページ⇒産業・ビジネス⇒入札情報⇒入札情報（部門別）⇒入札情報（契約課：物品）⇒入札（見積）関係書類（物品用）について⇒入札の心得（令和7年4月発行）。

6 その他

- ・ 応募者は、募集要項、仕様書、宇都宮市広告事業実施要綱、宇都宮市広告事業掲載基準、宇都宮市ホームページ広告掲載取扱要領、宇都宮市ホームページ広告表現ガイドライン等を熟読のうえ応募してください。
- ・ デザイン等の作成については、広告取扱者（広告代理店）または広告主が負担するものとします。
- ・ 応募者は、広告取扱者（広告代理店）の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

7 書類等

宇都宮市ホームページから、申込書などの下記の書類のダウンロードができます。

- ・ 宇都宮市ホームページ広告枠使用契約申込書（様式第1号）
- ・ 仕様書
- ・ 宇都宮市広告事業実施要綱
- ・ 宇都宮市広告事業掲載基準
- ・ 宇都宮市ホームページ広告掲載取扱要領
- ・ 宇都宮市ホームページ広告表現ガイドライン

※掲載ページ URL

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/oshiraselist/koukoku/1003145.html>

暮らし・手続き⇒ お知らせ（暮らし）⇒ 広告募集⇒市ホームページに掲載する
広告取扱者（広告代理店）を募集します

○ 問合せ先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市総合政策部広報広聴課

電話：028-632-2027 FAX：028-637-5151

e-mail：u2030@city.utsunomiya.tochigi.jp